利益相反防止に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人フリースクールMINE(以下「法人」という)と資金分配団体及び業務を行う団体の運営及び事業の実施において、法人の理事および職員(以下「理事等」という)の利益相反行為を防止するために必要な事項を定め、もって法人の職務が公正に行われることを担保すること、さらに法人の業務に対する国民の信頼を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、理事等に適用する。

(定義)

第3条 この規程において、次に掲げる用語は、次の各号の定義によるものとする。

(1) 利益相反(状態)

法人の理事等が法人の事業目的に即した職務に従事する場合のうち、自己又は第三者の 利益(金銭・地位・利権など利益の種類を問わない)をもたらす可能性がある状態をいう。

(2) 利益相反行為

利益相反状態において、法人本会の理事等が自己又は第三者の利益を図り、もって法人の 資金分配の公益性を損なう恐れのある行為をいう。原則として、行為の外形のみから判断 するものとする。また、その行為の種類を問わない。

(3) 利益相反情報

法人の理事等につき、利益相反状態が存していることに関する情報のことで、個人情報を 含むものとする。

(禁止事項)

第4条 理事等は、業務を行うに当たり、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を禁ずる。

- 2 理事等は、業務を行うに当たり、理事、職員、法人のその他関係者あるいは実行 団体の関係者に対し、特別の利益を与える行為を禁ずる。
 - 3 利益相反の防止を目的として、本会からの助成又は貸付を受ける実行団体及び業務を行う団体の理事、職員、その他意思決定へ関与する権限を有する者の本会への関与を禁ずる。
 - 4 理事等は、その他の利益相反行為を禁ずる。

(自己申告)

第5条 理事等は就任または採用時並びに新たに利益相反状態となった場合に利益相反に 該当する事項に関する自己申告を行うものとする。

- 2 理事等は毎年4月に利益相反に該当する事項に関する自己申告を行うものとする
- 3 前2項に規定する自己申告には次の事項を記載した書面または電磁的記録とする
- (1) 法人が直接または間接的に助成または貸付を行う資金分配団体の理事、職員、その他の意思決定へ関与する権限の有無とその詳細並びに当該団体からの収入の有無。
- (2) 法人が直接または間接的に助成または貸付を行う団体の理事、職員、その他の意思決定へ関与する権限の有無とその詳細並びに当該団体からの収入の有無。
- (3) 前2号以外の本会が直接取引を過去1年以内に行った法人の理事、職員、その他これらに準ずる意思決定へ関与する権限の有無と、その詳細(法人の種類を問わない)。
- (4) 自身以外に関する利益相反情報。
- 4 利益相反防止に係る事務を所掌する職場は第1項及び第2項に規定する自己申告の内容の確認を行い、利益相反状態が存在する可能性があると判断される場合は速やかに詳細の調査及び是正に必要な措置を講ずるものとする。
- 5 第1項及び第2項に規定する自己申告の内容は秘密とし、原則として利益相反防止にかかる事務を所掌する部署以外に漏らしてはならない。
- 6 法人は、第1項及び第2項に規定する自己申告において第3項第4号に該当する事項 を申告した場合において、申告した内容をもとに申告者に不利益な意思決定をしてはなら ない。

(申告後の対応)

第6条 前条の規定に基づく申告を受けた代表理事は、申告内容の確認を徹底した上、理事会に報告を行い、理事会で協議の上、必要に応じ、速やかに当該申告を行った者に対して、利益相反状態の防止又は適性化のために必要な措置(以下「適性化等措置」という。)を求めるものとする。

2 前項における適性化等措置とは、この法人と理事との利益が相反する可能性がある議案の審議及び決議には参加しない等により利益相反を排除することをいう。

(申告内容及び申告書面の管理)

第7条 第4条から第6条の規程に基づいて申告された内容及び提出された書面は、理事会にて管理するものとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会において行う。

附則 この規程は令和5年8月1日から実施する。